

日立市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日立市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年6月4日提出

日立市長 小川春樹

---

(提案説明)

住民基本台帳法等の改正に伴い、住民票の除票の写しの交付手数料を定める等のため、本条例を制定するものであります。

日立市手数料条例の一部を改正する条例

日立市手数料条例（昭和46年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表1 証明、謄本・抄本の交付及び閲覧関係の表中

「

1	住民票の写し交付手数料	1通	200	を
2	住民票記載事項証明書交付手数料	1通	200	

」

「

1	住民票の写し又は除票の写し交付手数料	1通	200	に、
2	住民票記載事項証明書又は除票記載事項証明書交付手数料	1通	200	

」

「

4	戸籍の附票の写し交付手数料	1枚	200	を
---	---------------	----	-----	---

」

「

4	戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写し交付手数料	1通	200	に
---	----------------------------	----	-----	---

」

改め、第6項を削り、第7項を第6項とし、第8項から第26項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。